

# 新製品・新技術活用制度 実施要領

## 1 目 的

この制度は、企業が有する新製品・新技術（AI、IOTを含む）について、発注における標準化等を検討することにより、県公共事業等において、新製品・新技術の活用を促進することを目的とする。

なお、県外企業が有する新製品・新技術は、県内企業が施工できるものを対象とする。

## 2 定 義

### （1）新製品・新技術

「新製品・新技術」とは、従来と比較して活用効果が優れた施工材料、製品、工法等をいう。

### （2）企業

「企業」とは、技術開発者又は技術行使権原を有する者をいう。

## 3 制 度

この制度は、県が自ら新製品・新技術の情報を収集し、発注における標準化等を検討する「県自ら収集方式」と募集による「応募者提案モデル事業」（以下「モデル事業」と言う。）で構成するものとする。

### （1）県自ら収集方式

#### 1）テーマ調査

新製品・新技術の収集にあたり、別に定める新製品・新技術県土整備部調整会議（以下「部調整会議」と言う。）において、年度ごとにテーマ（以下「年度テーマ」と言う。）を定めるものとし、これに合致する新製品・新技術を県自ら収集する。

県自ら収集した新製品・新技術は、部調整会議で標準化対象候補を選定するものとする。なお、選定にあたり、必要があれば学識者等の意見を聴くものとする。

選定された新製品・新技術は、発注における標準化等を検討し、対応が可能なものについて歩掛を作成するなど活用促進を図る。

#### 2）自由調査

企業が有する新製品・新技術を県自ら広く収集する。

県自ら収集した新製品・新技術は、部調整会議で標準化対象候補を選定するものとする。なお、選定にあたり、必要があれば学識者等の意見を聴くものとする。

選定された新製品・新技術は、発注における標準化等を検討し、対応が可能なものについて歩掛を作成するなど活用促進を図る。

### （2）応募者提案モデル事業

県公共事業等において活用できる新製品・新技術の活用提案を企業から広く募集する。

応募された活用提案については、随時、県が管理する施設において、試験フィールドを調整する。県が試験フィールドを用意できた場合は、試験施工を実施し、応募企業がその試験結果及び効果を検証し、報告する。

試験施工により効果が確認された新製品・新技術は、発注における標準化等を検討する。

なお、試験施工及び効果検証に係る費用は企業の負担とし、試験フィールドの調整期間は、原則応募日から翌年度末までとする。

## 4 県自ら収集方式

### (1) 収集方法

県自ら収集方式（「テーマ調査」及び「自由調査」）による新製品・新技術については、次の条件を満たすこととする。

- 1) 県外企業が生産・開発した製品・技術は、県内企業が施工できるものであること。
- 2) 収集段階で県の公共工事に活用可能な製品・技術であること。
- 3) 現場で施工するにあたり、関係する法令に適合していること。
- 4) 埼玉県土木工事共通仕様書、JIS規格、その他技術基準に適合していること。
- 5) 製品・技術内容の公表に異存がないこと。
- 6) 製品・技術に係る特許権等の権利について問題が生じないこと。

### (2) 企業調整

新製品・新技術の収集にあたり、企業に対し次のことを調整・確認する。

- 1) 活用実績
- 2) 施工に係る歩掛や単価の設定状況
- 3) 未活用または未評価の場合、モデル事業への応募の意向
- 4) 県外企業が生産・開発した製品・技術であって、当該企業が埼玉県内での試験施工ができない場合は、県内企業と協働で施工する体制（以下「県内協力企業」と言う。）を整える意向の有無
- 5) その他、本制度で活用を検討するにあたって必要となる事項

### (3) 書類作成

県は企業の協力の下、以下を作成する。

- 1) 様式1（テーマ調査）
- 2) 様式2（自由調査）
- 3) 添付資料（施工歩掛・単価見積書※、パンフレット等）

※見積書については、比較対象となる既存技術についても可能であれば添付する。

## 5 応募者提案モデル事業

### (1) 応募条件

モデル事業に応募する新製品・新技術については、次の全ての条件を満たしていることとする。

- 1) 応募企業が生産・開発した製品・技術であって、当該企業が埼玉県内での施工ができない場合は、県内協力企業が整っていること。
- 2) 技術開発が完了して概ね5年未満であり、かつ応募段階で県の公共工事に活用可能な製品・技術であること。
- 3) 現場で施工するにあたり、関係する法令に適合していること。
- 4) 埼玉県土木工事共通仕様書、JIS規格、その他技術基準に適合していること。
- 5) 応募製品・技術内容の公表に異存がないこと。
- 6) 応募製品・技術に係る特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 7) 過去のモデル事業において選定された新製品・新技術でないこと。
- 8) 試験施工実施後、概ね3年以内に施設管理者に対して試験施工実施結果及び効果検証の結果報告書（以後、「実施結果等」と言う。）の提出が可能であること。

## (2) 応募方法

### 1) 募集期間

随時募集（持参及び郵送により応募書類を提出）

### 2) 受付場所

総合技術センター 新製品・新技術担当

### 3) 提出書類

以下について提出のこと。

電子ファイルでの提出が可能であれば、電子メールによる提出も可能とするが、データ容量に制限があるため事前に確認すること。

ア 様式3

イ 様式4

ウ 添付資料（施工歩掛・単価見積書※、パンフレット等）

※見積書については、比較対象となる既存技術についても可能であれば添付する。

また、郵送による提出の場合は、様式3、4、添付資料の電子ファイルを納めた電子媒体（CD-RまたはDVD-R）を1枚提出すること。

なお、各様式については、総合技術センターホームページからダウンロードしたものをを使用すること。

## (3) モデル事業の実施

モデル事業を県が定めた試験フィールドで企業もしくは県内協力企業が実施するにあたり、『新製品・新技術活用制度「応募者提案モデル事業」の試験施工に係る取扱方針』に基づくものとする。

## (4) 実施結果等の報告

モデル事業を実施する企業は、試験施工実施後、新製品・新技術の有用性等についてフォローアップを行い、実施結果等を施設管理者に報告する（様式自由）。

施設管理者は、企業から提出された実施結果等を精査し、総合技術センタ

一 所長に報告する。

(5) 実施結果等の公表

試験施工を実施した場合は、製品・技術名称及び応募様式4を埼玉県ホームページに掲載する。なお、掲載終了日は、実施結果等を受領した翌年度から5箇年度末とする。

6 その他

問い合わせに関しては以下のとおりとする。

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県総合技術センター 新製品・新技術担当

TEL：048(788)2899

e-mail：m4387315@pref.saitama.lg.jp

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「New-ProTech制度 実施要領」は廃止する。
- 3 本改定で廃止する「マッチングモデル事業」の評価結果の掲載は、評価結果を通知した翌年度から5箇年度経過するまで継続する。